

「農林水産大臣の輸入許可を受けられた皆様へ」

(輸入禁止品の輸入許可条件の遵守について)

農林水産大臣の輸入許可を得た輸入禁止品について
輸入許可条件に違反した場合
許可取り消し・廃棄処分
及び**罰則の対象**となります。



輸入許可条件は輸入許可指令書に定められています。

- 1 輸入期限
- 2 管理施設（試験・保管する部屋、施設）
- 3 試験方法（植物病原菌の生植物への接種、土壌等からの微生物分離等）
- 4 利用期間及び管理責任者
- 5 輸入禁止品の消毒方法及び散逸防止
- 6 管理施設以外への移動および譲渡の禁止
- 7 利用記録の作成及び利用状況の報告

◆許可を得た輸入禁止品の管理施設や試験方法等の許可条件を変更する場合、**事前に変更手続き**が必要です。
許可を得ずに変更した場合、許可条件違反になります。
(注) 許可後に品目・産地・数量の変更はできません。



輸入許可条件に違反した場合、**輸入許可は取り消され廃棄処分**となり、**3年以下の拘禁刑**又は**300万円以下の罰金**が科せられる場合があります。

◆変更や不明な点がある際は事前にお問合せください。

輸入禁止品の輸入許可に関する植物防疫所のお問合せ先

- 横浜植物防疫所 045-211-7153
- 名古屋植物防疫所 052-651-0132
- 神戸植物防疫所 078-331-2376
- 門司植物防疫所 093-321-2601
- 那覇植物防疫事務所 098-868-2850



農林水産大臣の輸入許可
の手続き・様式は
こちらをチェック！

<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/daijinkyoka/index.html>

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

植物の病害虫 侵入警戒中